

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果

第2期(令和4年4月1日～令和9年3月 31 日)

令和8年8月

大阪府
大阪市

目次

1 全体評価	1 ページ
2 大項目評価	
1 「試験検査機能の充実」	7 ページ
2 「調査研究機能の充実」	10 ページ
3 「研修及び感染症情報の収集等」	15 ページ
4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」	18 ページ
5 「業務運営の改善」	24 ページ
6 「財務その他業務運営に関する重要事項」	29 ページ

1 全体評価

「全体として目標を十分に達成する見込みである。」

- 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること」という目的を果たすため、試験検査や調査研究、公衆衛生情報等の収集・解析・提供などの実施に努めている。

第2期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症という健康危機事象への対応として、全ゲノム配列解析等に取り組んだ。また、突発的な紅麹配合食品に係る健康被害事例においては、大阪市と緊密に連携し、原因究明に取り組んだ。さらに、2025年日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博）においては、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用や食品衛生検査への協力を行うなど公衆衛生対策に貢献した。これらの取組に加え、一元化施設への移転及び検査部門の再編など検査研究体制の強化を図り、大阪公立大学、大阪大学を始めとする関係機関との平時からの協定締結により感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化に取り組むなど、大阪の公衆衛生行政を支える中核的機関としての役割を果たしている点は特に評価できる。

●大項目1 「試験検査機能の充実」

新型コロナウイルスの全ゲノム配列の解析や、食中毒・感染症事案における原因究明の検査に加え、大阪・関西万博における食品衛生検査や他自治体等からの受託検査にも取り組むとともに、検査業務の適切な進捗管理により、令和4年度から令和7年度に実施した全ての収去検査を標準処理期間内に完了するなど、試験検査業務を迅速かつ適切に実施した。また、試験検査における信頼性の確保・保証のため、内部監査や所内での情報共有等の取組を継続的に実施した。

引き続き試験検査機能の充実に向けて、ゲノム解析等の高度な検査技術の教育・訓練についても体系的な取組を進められたい。

（特筆すべき取組）

- ・新型コロナウイルスの全ゲノム配列解析に取り組み、解析結果を関係行政機関に還元した。

- ・食中毒、健康食品による健康被害や感染症（麻しん、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症、レジオネラ症等を含む）の発生に際し、原因究明の検査を実施した。
- ・万博における食品衛生検査について、R6 年度に検査項目の協議・決定を行い、R7 年度には大阪市からの依頼により検査を実施した。
- ・奈良県からの依頼に基づき令和 7 年度より奈良県が収去した医薬品の検査を開始した。
- ・各種公衆衛生に係る試験検査を充実させ、迅速で正確な試験検査結果の還元に取り組み、収去検査においては、平成 30 年度に設定した標準処理期間に基づき検査業務の進捗管理を行った結果、令和 4 年度から令和 7 年度に実施した収去検査はすべて標準処理期間内に完了した。
- ・信頼性保証業務に関する所内向けニュースレターを発行し、安全文化の醸成を図った（第 1 号～第 13 号）。

●大項目 2 「調査研究機能の充実」

公衆衛生に必要な実態把握や各種検査方法の開発・改良等についての研究に取り組み、成果を行政等へ共有するとともに、各種学会での発表や論文等を通じて研究成果を積極的に発信するなど、社会的な還元を推進した。また、前中期目標期間繰越積立金（第 1 期中期目標期間における目的積立金の繰越金。以下「繰越積立金」という。）を活用した各種研究支援事業の実施等による調査研究機能の充実・強化に取り組み、研究環境の整備・向上を図り、外部研究費の応募件数等の増加などに寄与し、論文数や科研費採択などの外部研究費獲得における実績につながった。

今後も、健康危機管理事象発生時等において、行政施策等への的確な助言や提言を行えるよう、最新の知見・情報の収集に引き続き取り組まれない。

（特筆すべき取組）

- ・公衆衛生行政に必要な実態把握や各種検査方法の開発及び改良等について、AMED 研究班に協力し、「病原体検出マニュアル（動物由来検体）SFTS ウイルス」の作成や地研全国協議会ゲノム解析ワーキンググループへの参加、窒素を用いた畜産物中の残留塩素系農薬及び PCB の測定法開発など様々な取組を行った。
- ・各種学会（日本食品微生物学会、日本感染症学会、日本食品衛生学会、環境化学討論会等）に参加し、毎年数多くの学会発表等を行った。また、論文発表等に取り組み、研究成果の社会的な還元を推進した。
- ・繰越積立金を活用し、各種研究支援事業を実施した。科学研究費申請促進事業（R4～）では、18 件の支援に取り組んだ結果、5 件について翌年度の科学研究費の採択につながった。また、大学院就学支援事業（R4～）を 5 名に対して実施し、2 名が既に修了した。さらに学術論文のオープンアクセス支援事業（R4～）では 18 件、若手研究員スタートアップ支援事業（R6～）では 6 件の支援をそれぞれ実施した。
- ・地方衛生研究所全国協議会学術委員会における「地方衛生研究所等における学術活動の調査」結果より、令和 5 年と令和 6 年の地方衛生研究所の論文数において、大安研の論文数は地方衛生研究所の中で全国 1 位（170 報（全体の 25%））であった。

- ・研究者が所属する研究機関別科研費採択件数・配分一覧（令和４年度～７年度日本学術振興会 HP 掲載版）において、科研費の採択を受けた地方衛生研究所は全国 86 機関のうち 11 機関であった。大安研の採択件数は地方衛生研究所の中で４年連続全国１位であった。特に令和７年度は、採択数 36 件と第２期中期目標期間の単年度最高件数を更新した。

●大項目３ 「研修及び感染症情報の収集等」

大阪・関西万博では、大阪府、大阪市、国立感染症研究所との連携のもと、万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施し、週報等を通じて関係機関に提供するなど、感染症対策の強化を図った。また、大安研公開講座を通じて、研究者が有する知見を分かりやすく住民に発信するなど、積極的な広報に努めた。さらに、行政職員や公衆衛生関係者への研修指導を精力的に行い、知識や技術力等のレベル向上に寄与するとともに、受講後アンケートの結果を踏まえ、内容や所要時間等を見直すことで、研修内容の更なる充実を図った。

引き続き、これら研修や府内公衆衛生関係者間の連携強化を通じ、公衆衛生等人材の充実にも貢献されたい。

（特筆すべき取組）

- ・基幹感染症情報センターとして、府内保健所、地方感染症情報センターとの定期的な情報共有を行い、感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めた。特に、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用において、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携のもと、万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施した。結果は週報等を通じて関係機関（2025 年日本国際博覧会協会・保健所等）に提供した。これらの取組が高く評価され、2025 年日本国際博覧会協会から組織表彰（感謝状）を受けた。
- ・大安研公開講座や大阪府との共催セミナーを開催し、感染症など身近なテーマに関する講演を通じて、一般住民に向けた積極的な広報に努めた。
- ・府市及び中核市等の食品衛生監視員・環境衛生監視員、薬務関係職員や検査担当職員等に対して、細菌検査、理化学検査の技術研修等や精度管理研修等を実施した。
- ・府内保健所や医療機関、企業関係団体等が主催する研修会等に研究員を講師として派遣し、研究所の有する知見を還元する取組を行った。

●大項目4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」

国立感染症研究所（FETP 大阪拠点を含む）と連携し、0-FEIT が府内保健所の疫学調査等を支援するとともに、衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応するなど、広域的な連携・協力に取り組んだ。また、突発的な紅麹配合食品に係る健康被害事例においては、大阪市と緊密に連携し、原因究明に取り組んだ。大阪・関西万博では、開催前に下水サーベイランスの有用性の実証に向けた準備として検査法および実施体制を構築し、開催期間中には下水サーベイランスを実施して有効性を検証した。さらに、万博会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、水質改善方策等の助言や検査を実施することで、早期の事業再開に大いに貢献した。加えて、大阪府、大阪市、大阪公立大学、大阪大学及び大安研の5者間で、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結し、健康危機管理体制の充実・強化を図った。

新たな感染症サーベイランス手法の確立やリスク評価体制の整備など、今後、発生が想定される新興・再興感染症等の健康危機事象に備えた取組も充実されたい。

また、2期中に取組を開始した循環器疾患予防対策業務については、令和6年度に業務の大幅な遅延等が生じたものの、人員体制を強化するなど円滑な業務遂行に努めた。引き続き、機能強化に努めるとともに、循環器疾患等生活習慣病の予防に関する研究を通じて得た知見に基づき、専門的立場から、行政や医療保険者等に対して、健康づくり施策に関する技術的支援を行えるよう、質の向上を図る取組を一層推進されたい。

（特筆すべき取組）

- ・派遣要請に基づく0-FEITによる疫学調査支援を実施した。クラスター事例については、検査部門がゲノム解析を行い、患者疫学情報と合わせて解析し、管轄保健所へ報告した。
- ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。
- ・大阪市からの要請を受け、「紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画した。大阪市との緊密な連携の下、科学的知見をふまえ、大安研が検査方針や対応策について積極的に提案した結果、状況に応じた柔軟な検査対応が可能となった。
- ・万博会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から検査法や水質改善方策を助言するとともに、検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。
- ・万博に向け、下水サーベイランスの有用性の実証に向けた準備として検査法および実施体制を構築し、万博期間中に下水サーベイランスを実施して有効性を検証するとともに、先進的な取組として国内外へ発信した。
- ・循環器疾患予防対策業務において、大阪府内の健診・保健指導・医療費等のデータ分析を行い、各自治体等の方針策定を支援するなど機能強化を図った。令和6年度に業務の大幅な遅延等が生じたが、新たにデータ解析技術を有する研究員を令和7年度に雇用し、人員体制を強化した。さらに、月次会議を開催し、大阪府と業務の進捗状況を共有しながら円滑な業務遂行に努めた。

- ・大阪府、大阪市、大阪公立大学、大阪大学及び大安研の5者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。

●大項目5 「業務運営の改善」

地方衛生研究所の基本的役割の重要性とともに、大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により、リーダーシップを発揮した。また、一元化施設への移転に併せて機器を更新・導入し、検査部門の再編と併せて検査・研究部門の強化を図るとともに、法人内のIT化や検査室情報管理システム（LIMS）の導入等により、業務の効率化と検査の信頼性向上を図った。さらに、研究所の認知度や存在感の向上を図るため、住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、大安研公開講座等の開催や公衆衛生関係機関からの視察の積極的な受け入れに努めた。

研究所の認知度や存在感の向上を図るため、住民や他機関等に対する広報活動の強化など、積極的な情報発信に努められたい。

（特筆すべき取組）

- ・地方衛生研究所の基本的役割の重要性とともに、大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により組織の一体感を高めた。
- ・一元化施設への移転が完了し、令和5年1月から本格稼働を開始した。令和4年12月には府市及び地域の関係者を招いた一元化施設の完成式の開催に併せて、報道機関等を通じて大安研の機能強化の取組をアピールした。令和5年1月に組織規程を改正し、検査項目区分を基本とした検査部門を再編した。一元化施設への移転にあわせて機器を更新・導入（約280点）し、検査・研究部門の強化を図るとともに、検査手数料及び施設使用料等の見直しを進め、諸料金規程を改正した。
- ・無線LAN導入、オンライン会議推進等によるペーパーレス化、テレワーク環境整備（遠隔操作システム）、タブレット端末やグループウェアの活用等、法人内のIT化を進め、事務作業の効率化を図った。
- ・検査室情報管理システム（LIMS）を導入した。本格運用後は、検査成績書発行や試薬管理等を行い、検査の信頼性向上と業務の効率化を図った。
- ・令和4年度より人事評価結果の給与反映を開始した。さらに、令和7年度に評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、評価者及び被評価者両方の人材育成、組織内の意識の共有化を図った。
- ・公衆衛生関係機関からの視察を積極的に受け入れるとともに、研究所が所有する情報を住民にわかりやすく発信するため、大安研公開講座や夏休み科学体験などの開催に取り組んだ。

●大項目6 「財務その他業務運営に関する重要事項」

一元化施設の整備及び供用開始にあたり、関係者との連携のもと円滑な移行を実現した。また、一般競争入札の実施等により健全な財務運営に努めるとともに、全職員を対象とした会計研修の実施等により、職員のコスト意識の向上を図るなど、効率的な業務運営に取り組んだ。

今後とも、財務運営については、地方独立行政法人としての特性を活かし、柔軟かつ効果的な財務運営に努めること。

(特筆すべき取組)

- ・一元化施設への円滑な移行に向け、関連業者等と緊密な連携のもと、工事の進捗管理、移設各般にわたる項目を調整し、令和5年1月から供用を開始した。
- ・不要となった検査機器の積極的な売却などによる収入確保に努め、府市との調整の結果、法人の経営努力が認められ目的積立金として積み立てを行った。予算の執行状況を継続的に把握し、剰余が見込まれた際には追加で検査機器の整備を行うなど柔軟かつ効率的な予算執行に努めた。また、健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した一般競争入札を実施した。
- ・経営指標を用いた財務分析に関する研修など全職員に対する会計研修を実施した。

【評価にあたっての意見、指摘等】

- ・行政や国立感染症研究所、大学・研究機関等との連携のもと、公衆衛生に係る調査、研究、試験検査並びに情報の収集・分析及び公表を推進するとともに、最新の科学的知見を活かした行政への提言・助言や、健康危機事象発生時の対応力向上に資する協力等を通じて、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。
- ・今後、発生が想定される新興・再興感染症等の健康危機事象に備え、大阪府、大阪市、大阪公立大学、大阪大学及び大安研の5者で締結した連携協力協定も踏まえ、新たな感染症サーベイランス手法の確立、リスク評価体制の整備などにも取り組まれない。
- ・行政はもとより府民等に対し、様々な媒体を活用して適時・適切に法人の取組や成果の情報発信に努めることで、技術的かつ専門的な機関としての認知度向上に努められたい。

大項目1 試験検査機能の充実		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	
中期目標	中期計画	A	A	A	A	—	A
1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (3) 試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。	1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (3) 試験検査機能の充実 最新の知見に基づき、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る以下の試験検査を実施する。収去検査においては標準処理期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、必要に応じて改善策を講じる。 ① 感染症に関する法令に基づく試験検査 感染症に関する法令に基づく病原体の検査を実施する。 <						

	大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく検査を実施し、食中毒等の発生に際しては原因究明のための検査を実施する。 ③ その他の法令に基づく試験検査 食品表示、医薬品等、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関連する法令等に基づく検査を実施する。 ④ 受託事業 国の機関等から委託される事業に基づく検査等を実施する。 ⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 各試験検査部門に応じて必要な内部精度管理を実施し、外部精度管理試験に参加する。 精度管理部門において毎年度各検査部門の内部監査等を実施し、信頼性の確保を行う。	検査を実施した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・大阪市からの依頼により、国と役割分担しながら、紅麹配合食品の最終製品ロットの検査を実施した。プベルル酸等の分析においては、健康危機事象等に備え整備した分析機器を主力機器として活用し、突発的な検査に対応した。また、旧製造工場の拭き取り調査、共培養試験の実施により原因究明に取り組んだ。 ・2025 年日本国際博覧会（以下、万博と記載）における食品衛生検査について、R6 年度に検査項目の協議・決定を行い、R7 年度には大阪市からの依頼により検査を実施した。 ・令和7年6月に規格基準が設定されたことから、大阪府および大阪市からの依頼に基づき、ミネラルウォーター中のPFOS 及びPFOAに対する検査法の検討を開始した。 ③ その他の法令に基づく試験検査 食品表示、医薬品、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関する法令（食品表示法等）等に基づく検査を実施した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・令和 4 年度より新たに栄養成分表示に関する検査を開始した。 ・令和8年4月にPFOS及びPFOAが水道水質基準項目に格上げされるのに伴い、試験法を告示法に準拠させるとともに、その妥当性評価を実施し、検査体制の整備を行った。 ・令和 7 年度より奈良県からの依頼に基づき奈良県が収去した医薬品の検査を開始した。 ・令和 7 年度より建築物衛生法に規定された特定建築物の冷却塔水中のレジオネラ属菌検査を開始した。 ④ 受託事業 厚生労働省からの受託事業として、感染症流行予測調査事業、後発医薬品品質確保対策事業、食品試料調製事業等に基づく検査等を実施した。また、原子力規制庁からの受託事業である環境放射能水準調査事業に基づく検査を実施した。 なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・万博の期間中、感染症媒介蚊サーベイランスにより会場周辺を含む大阪市内 15 地点で捕獲された雌蚊を調査し、蚊媒介性ウイルスが全て陰性であることを確認した。 ⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験について、検査部門が内部精度管理を実施した。また、信頼性保証部門は以下の取り組みを実施した。 ・信頼性確保部門が各試験検査部門に対して、内部精度管理記録の点検、内部監査等を実施した。 ・外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得た。 ・信頼性確保意識の一層の醸成を図るため、試験検査業務従事者を対象とした業務管理や検査精度向上に関する研修を実施した。 ・外部機関の実施する技術研修に検査部門職員を派遣し、技術習得による人材強化を図った。
--	--	--

		・信頼性保証業務に関する所内向けニュースレターを発行し、安全文化の醸成を図った。 【特に成果があった取組み等】 ・新型コロナウイルスの全ゲノム配列解析に取組み、解析結果を関係行政機関に還元した。 ・食中毒(紅麹配合食品を含む)や感染症(麻しん、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌(CRE)感染症、レジオネラ症等を含む)の発生に際し、原因究明の検査を実施した。 ・万博における食品衛生検査について、R6 年度に検査項目の協議・決定を行い、R7 年度には大阪市からの依頼により検査を実施した。 ・奈良県からの依頼に基づき令和 7 年度より奈良県が収去した医薬品の検査を開始した。 ・信頼性保証業務に関する所内向けニュースレターを発行し、安全文化の醸成を図った(第1号～第 13 号)。 【今後の取組み】 引き続き、各種公衆衛生に係る試験検査を充実させ、迅速で正確な試験検査結果を行政還元する。ゲノム解析にかかる教育・訓練を組織として体系化し、ゲノム人材育成を進めることにより、食中毒及び感染症等による健康危機事象への対応力を強化する。
--	--	---

大項目2 調査研究機能の充実		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	
中期目標	中期計画	A	A	A	A	—	A
1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (4) 調査研究機能の充実 全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。 ① 調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。 ② 調査研究の推進 社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内	(4) 調査研究機能の充実 調査研究機能の継続的な向上を図るため、地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。 ① 調査研究課題の設定 公衆衛生施策の社会的ニーズや住民の関心を、全国ネットワークや関係会議等、様々な機会を通じてきめ細かく把握する。 ② 調査研究の推進 ア 公衆衛生行政に必要な実態把握や、各種検査方法の開発及び改良等については、通常研究課題として位置づけて実施する。	毎年度の業務実績評価が A 評価であることから、中期目標全体の評価も A 評価とした。 【実績】 (4) 調査研究機能の充実 ① 調査研究課題の設定 行政との協議、関連学会で得られた情報、及び社会的ニーズへの適合性、見込まれる成果の還元などを踏まえ、調査研究審査委員会の審議を経て調査研究課題を設定した。 ② 調査研究の推進 ア 公衆衛生行政に必要な実態把握や各種検査方法の開発及び改良等について、以下の通り通常研究と位置付け、結果を行政還元した。行政還元例は以下の通り、 ①調査研究で先進的に取り組んでいたゲノム解析技術およびそのノウハウを活かして、地研全国協議会ゲノム解析ワーキンググループの一員として細菌検査の高精度化に資するゲノム解析マニュアルを作成し、全国の地衛研向けに公開した。 ②重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の動物由来感染事例の増加を見据えた検査体制整備の一環として、AMED 研究班に協力し、「病原体検出マニュアル（動物由来検体）SFTS ウイルス」の作成に携わった。 ③令和 8 年度からの PFOS 及び PFOA の水道水質基準への格上げをふまえて、その試験法を告示法に準拠させつつ、PFOS 及び PFOA を含む PFAS 一斉分析法においては、新たな分析項目として、ヘキサフルオロプロピレンオキシンドダイマー酸を追加した。					

外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

イ 地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野について、重点研究課題に位置づけ調査研究を推進する。

④ヘリウムガスの不足に伴い、窒素を用いた畜産物中の残留塩素系農薬及びPCB の測定法を開発した。

No	主担	研究対象	研究手法	研究目的	成果還元	還元方法
1	疫解	各種感染症 生活習慣病	動向解析 疫学解析	流行予測 生活習慣病予防	まん延防止 保健事業	BCD
2	微部	腸管感染症	流行株解析 検出法開発	病原因子解明、流 行状況把握	食中毒原因解明、ま ん延防止	ABC
3	微部	呼吸器感染症	流行株解析	流行状況把握	まん延防止	ABC
4	ウイ	HIV 感染者	性感染症検査	実態調査	府・病院へ情報提供	B
5	微部	動物由来感染症	実態調査	情報提供	安全性確保	ABCD
6	食安	器具・容器包装材料	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	食品衛生法対応	ABC
7	食安 食化	健康危害物質	分析法開発 実態調査	食中毒対応 情報提供	安全性確保	ABC
8	食化	残留農薬等	分析法開発	効率化	食品衛生法対応	ABC
9	食安 食化	食品添加物等 食品成分	分析法開発 機能評価	効率化 情報提供	食品衛生法対応	ABC
10	医薬	医薬品等	分析法開発	効率化	安全性確保	ABC
11	医薬	危険ドラッグ	分析法開発 活性評価	効率化 薬物評価	安全性確保	ABC
12	生環	水環境	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保	ABCD
13	生環	生活衛生	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保	ABC

〔行政還元の方法〕

A 現行の行政検査等の迅速化、精度向上など(検査方法の開発等)

B 現在、問題となっている行政での課題への対応

C 今後、問題となってくる行政での課題への事前対応、準備対応

D 説明会などによる行政等への情報提供

イ 行政からのニーズや緊急性が高い課題を重点研究として選出し、調査研究を推進した。

「B 群溶血性レンサ球菌の病原性評価」(R4)

「エムボックス(サル痘ウイルス)に関する研究」(R5)

「自閉スペクトラム症における心臓血管病リスクと環境要因との関連性の解明」(R6)

「高病原性 A 群溶血性レンサ球菌 UK 系統株のリアルタイム PCR 検出法の開発とゲノム解析」(R6)

「梅毒トレポネーマに関する研究」(R6)

「侵襲性黄色ブドウ球菌感染症における分離株のロイコシジン保有状況と病原性解析」(R7)

	ウ 国内外を問わず各種学会等に参加し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、調査研究の成果として論文発表等を行う。	ウ 全国衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会、日本食品微生物学会、日本感染症学会、日本食品衛生学会、環境化学討論会など各種学会等に参加し、毎年数多くの学会発表等を行った。また、論文発表等に取り組み、研究成果の社会的な還元を推進した。
	【数値目標】 論文、著書等による成果発表 5年間で 380 件	論文、著書等による成果発表 ()は英文
③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保	③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保	③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保
地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。	ア 文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金をはじめとした競争的外部研究資金による研究を実施するための取組を行う。	ア 運営費交付金の他、繰越積立金を活用した研究支援事業を実施するなど、競争的外部資金による研究を実施するための取組みを実施した。(参考:科学研究費助成事業等による獲得金額(令和4年度～令和7年度:総額約2.4億円) ・募集情報を収集し、研究員への周知やピアレビュー制度の活用推進等により、応募数、採択率の向上に取り組んだ。 ・繰越積立金を活用し、5名に対して大学院修学支援を実施し、うち2名が修了した。また、研究環境支援を目的に以下の各種事業を新たに整備した。 ①科学研究費申請促進事業:次年度の申請に向けた研究費を支援する

		【特に成果があった取組み等】 ・各種学会（日本食品微生物学会、日本感染症学会、日本食品衛生学会、環境化学討論会等）に参加し、毎年数多くの学会発表等を行った。また、論文発表等に取り組み、研究成果の社会的な還元を推進した。 ・繰越積立金を活用し、各種研究支援事業を実施した。科学研究費申請促進事業では、18 件の支援に取り組んだ結果、5 件について翌年度の科学研究費の採択につながった。また、大学院就学支援事業を5名に対して実施し、2名が既に修了した。さらに学術論文のオープンアクセス支援事業では 18 件、若手研究員スタートアップ支援事業では 6 件の支援をそれぞれ実施した。 ・地方衛生研究所全国協議会学術委員会における「地方衛生研究所等における学術活動の調査」結果より、令和 5 年と令和 6 年の地方衛生研究所の論文数において、大安研の論文数は地方衛生研究所の中で全国 1 位(170 報(全体の 25%))であった。 ・研究者が所属する研究機関別科研費採択件数・配分一覧(令和 4 年度～7 年度日本学術振興会 HP 掲載版)において、科研費の採択を受けた地方衛生研究所は全国 86 機関のうち 11 機関であった。大安研の採択件数は地方衛生研究所の中で 4 年連続全国 1 位であった。 【今後の取組み】 日本で唯一の地方独立行政法人である地方衛生研究所として、理事長によるガバナンスの強化、専門人材の最大限活用、目的積立金の活用等を通じた調査研究機能の充実を図る。特に下水サーベイランスについては、大阪府・大阪市と連携しながら地方衛生研究所の業務として社会実装を目指す。
--	--	--

大項目3 研修及び感染症情報の収集等		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果									
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8										
中期目標	中期計画	A	A	A	A	—	A									
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の 充実 感染症情報センターとして、感染症情報 の収集・解析・提供に関する機能を充実さ せるとともに、地域保健対策に係る支援の 充実を図ること。あわせて、住民に対して 提供されるサービスでもあることから、住民 が容易に理解でき、生活に役立てられるよ う、工夫して積極的な広報に努めること。	(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 ア 大阪府からの受託事業である感染症情報 センターは、基幹地方感染症情報センター として府内保健所、地方感染症情報センタ ーとの定期的な情報共有を行い、感染症発 生動向調査に検査データや疫学情報等を 加えて解析を進めるとともに、その成果を行 政担当部局に還元する。	【実績】 (5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 ア 基幹感染症情報センターとして、府内保健所、地方感染症情報センターとの定期的な情報共有を行い、感染症発 生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めた。また関係機関(府内保健所、大阪府内行政機関、消 防機関、報道機関)に週報を発信し、成果を還元した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動で得られた発生状況を府内保健所へ毎週発信した。5 類移行後 は、感染症情報センターホームページより毎週発信した。 ・大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。万博に影響 する感染症情報を探知(強化サーベイランス)し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施し、週報等を通じて関 係機関(2025 年日本国際博覧会協会・保健所等)に提供した。これらの取組が高く評価され、2025 年日本国際博 覧会協会から組織表彰(感謝状)を受けた。														
	イ 感染症に関する知見をはじめとする研究 所が有する情報については、専門家及び住 民の双方に役立つよう、工夫して発信する。	イ 感染症に関する知見をはじめとする研究所が有する情報については、専門家及び住民の双方に役立つよう、以 下の取組を実施した。 ・感染症情報センターホームページをリニューアルし、新たに流行状況を地図上で確認できるページを作成した。地 図表示により流行状況の把握が容易となり、委員会での議論や問い合わせ対応に寄与している。 ・感染症情報センターの週報に併せて、府内感染症の流行状況を反映したトピックスを発信した。 ・報道機関連絡会を開催し、大阪府の感染症情報等について情報提供と解説を行った。マダニ感染症や百日咳に ついては全国紙に掲載された。 ・大安研公開講座や大阪府との共催セミナーを開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。 講座後のアンケートでは、ほぼ全ての参加者から「次回も参加したい」など、良好な回答を得られた。 感染症から身を守る(R6: 大安研公開講座) 万博がやって来る！感染症対策の備え(R7: 大安研公開講座) 感染症との共存時代 ～予防・接種・健診のすすめ～(R7:大阪府共催セミナー) 報道された件数 <table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>49</td><td>22</td><td>60</td><td>22</td><td></td></tr></table> ＜特記事項＞R4: 新型コロナウイルス・一元化施設完成式・レジオネラ(写真提供のみ) R5:インフルエンザ						R4	R5	R6	R7	R8	49	22	60	22
R4	R5	R6	R7	R8												
49	22	60	22													

		R6:ヒトメタニューモウイルス(写真提供のみ)・大阪関西万博感染症情報センター発足式 R7:大阪・関西万博関連の取組、レジオネラ(写真提供のみ)
(6) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するよう努めること。	(6) 研修指導体制の強化 公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。 ア 府内保健所等の検査業務に携わる職員を対象とした技術研修を実施する。 	

	ウ 外部の公衆衛生関係機関等で実施される研修等に、講師として職員を派遣する。	ウ 府内保健所や医療機関、業界団体等が主催する研修会等に研究員を講師として派遣した。 (主な派遣先) ・医療関係(大阪小児科医会、大阪看護協会等) ・国・自治体(厚生労働省、国立保健医療科学院、大阪府、大阪市、大阪府立環境農林水産総合研究所、兵庫県等) ・大学(京都大学、摂南大学等) ・その他(公益財団法人(結核予防会結核研究所、エイズ予防財団)、大阪ビルメンテナンス協会、NPO 法人、大阪食品衛生協会、関西産業健康管理研究協議会、地方衛生研究所全国協議会等) 【特に成果があった取組み等】 ・基幹感染症情報センターとして、府内保健所、地方感染症情報センターとの定期的な情報共有を行い、感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めた。特に、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用において、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携のもと、万博に影響する感染症情報を探知(強化サーベイランス)し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施した。結果は週報等を通じて関係機関(2025 年日本国際博覧会協会・保健所等)に提供した。これらの取組が高く評価され、2025 年日本国際博覧会協会から組織表彰(感謝状)を受けた。 ・大安研公開講座や大阪府との共催セミナーを開催し、感染症など身近なテーマに関する講演を通じて、一般住民に向けた積極的な広報に努めた。 ・府市及び中核市等の食品衛生監視員・環境衛生監視員、業務関係職員や検査担当職員等に対して、細菌検査、理化学検査の技術研修等や精度管理研修等を実施した。 ・府内保健所や医療機関、業界団体等が主催する研修会等に研究員を講師として派遣した。 【今後の取組み】 これまでの受動的サーベイランスに加え、積極的なメディアサーベイランスを継続することにより、能動的に感染症発生動向に関する情報を収集するなど、強化サーベイランスを継承した取り組みを実施する。
--	---	---

大項目4 地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果
		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
中期目標	中期計画	A	A	B	A	—	A
2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き全国の地方衛生研究所と連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本における地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。	2 地方衛生研究所の広域連携における役割 国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として、公衆衛生情報研究協議会、衛生微生物技術協議会及び全国衛生化学技術協議会等に積極的に参加し、国立研究機関と連携して技術レベルの向上を図る。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 東京都健康安全研究センターをはじめとする他の地方衛生研究所と連携し、検査機能の向上に取り組む。	【実績】 2 地方衛生研究所の広域連携における役割 国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行った。 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 衛生微生物技術協議会研究会、全国衛生化学技術協議会年会に参加し、所内の研究成果について発表・講演するとともに、他の研究内容を情報共有することで、検査等の技術レベルの向上を図った。また、全国薬事指導協議会総会、地方衛生研究所全国協議会の近畿支部の活動である理化学、細菌、ウイルス、疫学、自然毒の各部会にも参加し、各専門分野の情報を交換した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・国立感染症研究所(FETP 大阪拠点を含む)と連携し、O-FEIT が府内保健所の疫学調査等を支援した。 ・国立感染症研究所が実施した万博に向けての感染症リスク評価に協力した。 ・国立感染症研究所が厚生労働省健康局結核感染症課と共同で定期発行している感染症情報誌「病原微生物検出情報(IASR)」に誌上発表した。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 東京都健康安全研究センターをはじめとする他の地方衛生研究所と連携し、検査機能の向上に取り組んだ。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、大半の微生物等を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。(R4・R5・R6:12 種/16 種、 R7:11 種/16 種) ・東京都健康安全研究センターと連携し、知事指定薬物候補として評価した危険ドラッグが、新たに知事指定薬物に指定された。					

		知事指定薬物品目数					
		総数	R4	R5	R6	R7	R8
		17	4	5	4	4	

(3) 行政機関等との連携	(3) 行政機関等との連携	(3) 行政機関等との連携
府内の中核市、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。	ア 府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。	ア 府内保健所等(中核市)から、食品、食中毒、感染症、家庭用品等の依頼を受け、検査を実施した。また、大阪府の依頼に基づき、新たに排水検査を開始した。
		中核市からの依頼件数
		R4R5R6R7R8
		2, 1362, 2862, 3732, 750

イ 大阪市立環境科学研究センターと共同研究等により連携し、研究分野で機能強化を図る。	イ 大阪市立環境科学研究センターと以下の共同研究を実施し、衛生と環境の両分野にまたがるマイクロプラスチックなどの共通課題への対応能力を強化した。	イ 大阪市立環境科学研究センターと以下の共同研究を実施し、衛生と環境の両分野にまたがるマイクロプラスチックなどの共通課題への対応能力を強化した。
	・器具・容器包装及び玩具に含有される化学物質に関する研究を実施した。	・器具・容器包装及び玩具に含有される化学物質に関する研究を実施した。
	・環境中マイクロプラスチックに関する研究を実施した。	・環境中マイクロプラスチックに関する研究を実施した。
	・大阪湾のごみ処理埋立地で発生する衛生昆虫、動物等の実態調査を実施した。	・大阪湾のごみ処理埋立地で発生する衛生昆虫、動物等の実態調査を実施した。
	・大阪市立環境科学研究センターの生物環境調査に協力し、サンプリングを実施した。昆虫類の同定に協力した。	・大阪市立環境科学研究センターの生物環境調査に協力し、サンプリングを実施した。昆虫類の同定に協力した。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化	1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化	1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化
(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割	(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割	(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割
健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。	健康危機事象発生時等の際には、健康危機管理部門において、一元的に情報収集及び情報提供等の事務を行い、大阪府及び大阪市の保健所などの行政機関や大阪市立環境科学研究センターとも十分に連携し、各検査担当課においてこれまで蓄積された、人材、機器及びノウハウ等の資材を結集し、原因究明のための科学的調査や疫学調査支援を実施する。	健康危機事象等発生時に、行政に対する支援を迅速かつ的確に実施した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。
		・派遣要請に基づく O-FEIT による疫学調査支援を実施した。クラスター事例については、検査部門がゲノム解析を行い、患者疫学情報と合わせて解析し、管轄保健所へ報告した。
		R4:新型コロナウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等
		R5:新型コロナウイルス感染症、薬剤耐性菌症、レジオネラ症、腸管出血性大腸菌感染症
		R6:紅麹配合食品に係る健康被害、薬剤耐性菌症
		R7:急性呼吸器感染症、薬剤耐性菌症
		・O-FEIT として、保健所からの相談に対応した。新型コロナウイルス感染症や薬剤耐性菌症等の症例について、発生状況の把握、感染拡大リスクの評価や感染拡大防止対策等についてアドバイスした。
		・麻しん症例に関する疫学情報を整理し、府内関係機関と横断的に共有する体制を構築した。

		・大阪市からの要請を受け、「紅麹配合食品に係る大阪府食中毒対策本部」に参画した。法人内に対策本部を設置した。多様な専門性を有する人材や幅広い分析機器を有する法人のスケールメリットを最大限に活用し、迅速に所内体制を整備した。大阪府との緊密な連携の下、科学的知見をふまえ、大安研が検査方針や対応策について積極的に提案した結果、状況に応じた柔軟な検査対応が可能となった。 ・万博に係る感染症サーベイランス体制構築に向けて大阪府市、2025 年日本国際博覧会協会、FETP 大阪拠点と協議を開始し、R7 年 1 月より万博感染症情報解析センターの運用により強化サーベイランスを開始した。同センターにおいて、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携のもと、万博に影響する感染症情報の探知および感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施した。結果は週報等を通じて関係機関(2025 年日本国際博覧会協会・保健所等)に提供するとともに、一般市民等への情報発信を行い、感染症対策の向上に寄与した。 ・万博会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から検査法や水質改善方策を助言するとともに、検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 ・万博における「会場衛生基本方針策定への貢献」と「開催期間(前後含む)の感染症情報解析・発信」が高く評価され、理事長含む 3 名及び大阪・関西万博感染症情報解析センターが 2025 年日本国際博覧会協会からそれぞれ表彰(感謝状)を受けた。
(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。	(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 行政に対し科学的かつ技術的助言を行うため、健康危機に関わる情報収集など、常に健康危機管理対応能力の維持、向上に努めるとともに、府内保健所等からの健康危機事象に関する相談対応やネットワークの構築、疫学研修等を実施する。また、健康危機事象発生に備え、業務体制も含めた健康危機管理マニュアルの検証や、防護具等の資材の確保を行う。	(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え ・健康危機に関わる情報収集に努めるとともに、関係機関において開催される感染症解析委員会等に参加した。 ・近畿支部疫学情報部会において、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練に参加した(R6・R7 年度は事務局として、模擬訓練を主催)。近畿ブロック 15 地研で連携し、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題の確認を行った。 ・食中毒や感染症(新型コロナウイルス感染症含む)検査用の試薬、器材を継続的に確保した。 ・府内保健所職員を対象にケーススタディー形式の疫学研修会を開催し、現場対応能力向上を図った。 ・万博の強化サーベイランス(万博感染症情報解析センター)をレガシーとして、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げた。 ・大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の5者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。
2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携	2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携 災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携す	2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携 ・近畿支部疫学情報部会において、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練に参加した(R6 年度は事務局として、模擬訓練を主催)。近畿ブロック 15 地研で連携し、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題の確認を行った。(再掲)

災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の更なる充実強化を図るとともに、病原体の解析等により公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を強化すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供するとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。 新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。	とともに、情報を共有し相互に協力する。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。 (1) 健康危機管理対応 ア 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症アウトブレイク等の健康危機事象に対しては、微生物学的及び免疫学的手法に加えて、病原体の全ゲノム解析等の手法を用い、流行状況を詳細に解析し、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に情報提供する。 イ 学会・研修等への参加、全国の実地疫学研修修了者等との連携を通して広域的な情報収集等を行うとともに研究所の担当職員に実地疫学研修を受講・修了させることを通じて、疫学調査の専門家を養成する。	・新型コロナウイルス感染症に対して、地方衛生研究所全国協議会近畿支部専門部会(ウイルス部会・疫学情報部会)を通じ、各地衛研と連携し情報・意見交換した。 ・麻しんについて、近畿地区の遺伝子型等の情報を集約し、近畿地区の地衛研間で情報を共有した。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行った。 (1) 健康危機管理対応 ア 健康危機事象に対して、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に解析結果を情報提供した。なお、特筆すべき事項は以下の通りである。 ・新型コロナウイルス感染症対応:ゲノム解析チームが、ゲノム情報等を軸にサーベイランスを実施し、リスク評価を行った。さらに、府内のゲノム解析情報を集約・解析し、「ゲノム解析レポート」を配信した。 ・紅麹配合食品に係る健康被害事例:最終製品ロット、旧製造工場の拭き取り検体等の検査について所内体制を整備し、迅速に対応した。更に青カビと紅麹菌の共培養試験を実施し、本事例の原因究明に努めた。また収集された健康被害者情報の解析(発生状況と特徴など)について、大阪市、国立感染症研究所FETP、OーFEITが協力して解析を行った。 ・下水サーベイランス:万博に向け、その有用性の実証に向けた準備として検査法および実施体制を構築し、万博期間中に下水サーベイランスを実施して有効性を検証するとともに、先進的な取組として国内外へ発信した。 ・万博会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から検査法や水質改善方策を助言するとともに、検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。(再掲) イ ・公衆衛生情報研究協議会等への参加、国立感染症研究所実地疫学研究センター(FETP大阪拠点を含む)との連携により、広域的な情報を収集した。 ・国立感染症研究所の実地疫学研修に研究員を派遣した(R4-R5、R7-R8 各1名) 研修過程において、以下の活動を実施し、大阪における感染症拡大防止対策等に貢献した。 ＜新型コロナウイルス感染症(R4)、薬剤耐性菌(R5):クラスター対策班の一員として活動＞
---	---	---

	(2) 疫学解析研究への取組み 疫学解析について、新たな分野も視野に入れた裾野拡大による研究の質向上を目指し、複数分野にわたる研究、多様な解析手法の活用などにより、新たな課題への対応に取り組み、行政に対する科学的知見に基づく支援を実施する。	(2) 疫学解析研究への取組み ・新型コロナウイルス感染症対策がRSウイルス感染症の発生動向に及ぼす影響について、記述疫学解析を行った。2020年はRSウイルス感染症の報告者数が著減し、翌2021年に大規模流行が見られ、感染年齢の一時的な上昇が認められた。2021年はパンデミック前と比較し、大阪府内の地域間で流行開始期にばらつきが認められた。 ・新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症、百日咳等の感染症に関する疫学解析研究を推進した。新型コロナウイルス感染症に関して、実効再生産数を解析し、大阪・関西万博感染症情報解析センター内で共有することで、万博会場における感染症発生リスクの評価に活用した。RSウイルス感染症の流行の早期探知および流行期の把握を目的として流行開始基準値を作成した。百日咳の血清疫学情報を用いて、ワクチン追加接種の適齢期について検討した。 ・公衆衛生部疫学解析研究課において、循環器疾患予防分野の疫学解析研究を開始し、循環器疾患予防対策業務における大阪府内の健診・保健指導・医療費等のデータ分析を行い、各自治体等の方針策定を支援するなど機能強化を図った。新たにデータ解析技術を有する研究員を令和7年度に1名雇用し、人員体制を強化した。データ提供の遅れ等により、業務スケジュールの見直しが必要となったが、月次会議を開催し、大阪府と業務の進捗状況を共有しながら円滑な業務遂行に努めた。また、効果的な市町村支援に繋げるため、法人内で説明資料をブラッシュアップする体制を整備した。 ・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を実施した。健診事業を通じ、生活習慣病・介護予防の推進を図るとともに、CIRCS共同研究機関とも連携し、専門的な検査を実施した。特定健診データ（血清アルブミン）を用い、低栄養が身長低下リスクと関連することを明らかにした。さらに八尾市衛生問題対策審議会に参画し、研究成果を地域施策に反映した。（R5・R6・R7）												
	(3) 学術分野及び産業界との連携 公衆衛生分野の人材育成のため、地方衛生研究所の強みを活かして、大学や企業等の研究室との連携を深めるとともに、産業界に対する相談機能を強化する。	(3) 学術分野及び産業界との連携 ・大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生2名を受け入れた。 ・行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応した。 ・食品メーカー等からの特定保健用食品（トクホ）申請に関する依頼検査を実施した。 <table><tr><td colspan="4">特定保健用食品（トクホ）検査の内訳</td></tr><tr><td>内容</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>許可試験等</td><td>13</td><td>9</td><td>4</td></tr></table> ・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点（CiDER）と包括的連携協力協定を締結した。	特定保健用食品（トクホ）検査の内訳				内容	R4	R5	R6	許可試験等	13	9	4
特定保健用食品（トクホ）検査の内訳														
内容	R4	R5	R6											
許可試験等	13	9	4											

		【特に成果があった取組み等】 ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、大半の微生物等を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。(R4・R5・R6:12 種/16 種、 R7:11 種/16 種) ・東京都健康安全研究センターと連携し、知事指定薬物候補として評価した危険ドラッグが、新たに知事指定薬物に指定された。 ・派遣要請に基づく O-FEIT による疫学調査支援を実施した。クラスター事例については、検査部門がゲノム解析を行い、患者疫学情報と合わせて解析し、管轄保健所へ報告した。 ・大阪市からの要請を受け、「紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画した。大阪市との緊密な連携の下、科学的知見をふまえ、大安研が検査方針や対応策について積極的に提案した結果、状況に応じた柔軟な検査対応が可能となった。 ・万博に係る感染症サーベイランス体制構築に向けて大阪府・市、2025 年日本国際博覧会協会、FETP 大阪拠点と協議を開始し、R7 年 1 月より大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用により強化サーベイランスを開始した。同センターにおいて、万博に影響する感染症情報の探知および感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施した。結果は週報等を通じて関係機関(2025 年日本国際博覧会協会・保健所等)に提供するとともに、一般市民等への情報発信を行い、感染症対策の向上に寄与した。 ・万博の強化サーベイランス(大阪・関西万博感染症情報解析センター)をレガシーとして、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げた。 ・万博会場内のレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から検査法や水質改善方策を助言するとともに、検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 ・万博における「会場衛生基本方針策定への貢献」と「開催期間(前後含む)の感染症情報解析・発信」が高く評価され、理事長含む 3 名及び大阪・関西万博感染症情報解析センターが 2025 年日本国際博覧会協会からそれぞれ表彰(感謝状)を受けた。 ・万博に向け、下水サーベイランスの有用性の実証に向けた準備として検査法および実施体制を構築し、万博期間中に下水サーベイランスを実施して有効性を検証するとともに、先進的な取組として国内外へ発信した。 ・大阪府、大阪市、大阪公立大学、大阪大学及び大安研の5者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 ・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)と包括的連携協力協定を締結した。 【今後の取組み】 健康危機事象発生時に備えた連携体制を構築するため、平時より大阪府、大阪市、CiDER、OIRCID 及び大安研による 5 者連携協定に基づき、感染症インテリジェンス機能やリスク評価体制の整備に努める。
--	--	---

大項目5 業務運営の改善		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	
中期目標	中期計画	A	A	A	A	—	A
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営の改善 (1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。 (2) 事務処理の効率化 IT化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営の改善 (1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、効率的で透明性の高い業務運営に努めるとともに、社会的ニーズを的確に捉えた質の高い業務を行う。また、外部有識者の知見等も積極的に活用しながら、役員をはじめ全職員が法人の目標達成に向けて業務改善に取り組む (2) 事務処理の効率化 各種情報システムをはじめとしたITの積極的な活用、内部管理事務における定型的業務の外部委託等による事務処理の簡素化・効率化を図る。また、常に問題意識をもって業務内容を絶えず点検し、必要に応じて業務の見直しを行う。	【実績】 (1) 組織マネジメントの実行 ・役員及び各部長による協議の場を適宜設け、法人運営や業務上の課題について議論し、方向付けを行った。 ・月1回の理事会において監事の意見も聴きながら、業務運営、予算執行等の重要事項について審議し、意思決定を行った。 ・地方衛生研究所の基本的役割の重要性とともに、大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により組織の一体感を高めた。 ・会計監査法人、顧問弁護士、社会保険労務士などから法人運営に関するアドバイスを適宜受けた。 ・非常時の意思決定の重要性を理解するため、幹部職員を対象に外部講師による『組織マネジメント研修』を実施した。ディスカッションを通じて自らの考え方を再考し、その重要性を再認識した。 ・大阪府、大阪市、大安研の3者で「大阪健康安全基盤研究所連絡会」を共催し、大阪府健康医療部長、大阪市健康局長及び理事長が法人運営や機能強化の方向性について意見交換を行い、今後の方針の共有と連携強化を図った。 (2) 事務処理の効率化 ・無線LAN導入、オンライン会議推進等によるペーパーレス化、テレワーク環境整備(遠隔操作システム)、タブレット端末やグループウェアの活用等、法人内のIT化を進め、事務作業の効率化を図った。 ・職員が日頃の業務で抱えている問題意識や提案などについて自由に質問・意見を理事長に直接伝えることのできる「何でも質問箱」を法人イントラネット内に設置した。食中毒・感染症検査連絡用携帯電話の不足(特にGWなどの長期休暇時)の要望に対し、検査用携帯電話を追加契約するなど、法人の業務改善などを図った。 ・自宅以外の場所や出張時の移動時間等にも業務が可能となる「モバイルワーク制度」を令和8年4月に導入するため、「職員テレワーク実施マニュアル」の改定などの整備を行った。					

(3) 組織体制の強化 健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。 特に、大阪市東成区及び天王寺区に分散している2施設を統合する一元化施設の供用開始後、全所一体的な運用が着実に行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。	(3) 組織体制の強化 施設一元化のメリットを発揮し、社会的ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するとともに、職員の職務能力及び勤務意欲の向上に繋がる柔軟な人員配置に努める。	(3) 組織体制の強化 ・一元化施設移転を契機に令和5年1月に組織規程を改正し、検査項目区分を基本とした検査部門を再編した。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大時には、検査人員不足を解消するため、部門を超えて応援体制を構築するなど、非常勤職員を採用し、検査体制の強化を図った。 ・定年年齢の引き上げを踏まえ、当面の人事体制のあり方を検討し、長期的な展望を見据え優秀な人材を育成するためのキャリアデザインの一環として、課内全体の検査に対応できる人材を育成するため、各課において新規採用職員の育成計画を策定することとした。 ・重点的課題の一つであるゲノム人材の育成を進めるため、ゲノム解析室の新設に向けて情報収集を行うとともに、新たにゲノム解析に関する専門家をアドバイザーとして委嘱した。 ・令和7年4月に健康危機管理監を設置し、健康危機管理対策の推進に向け業務執行体制を再編した。 ・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させるため、大阪大学感染症総合教育研究拠点（CiDER）と包括的連携協力協定を締結した。（再掲） ・感染症危機事象時の対応力強化のため、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び当法人の5者間で連携協定を締結した。（再掲）
(4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。	(4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や最新分析機器の整備等により、周辺業務の一層の効率化も含め、検査・研究部門の強化を図る。	(4) 検査・研究体制の強化 ・一元化施設への移転にあわせて機器を更新・導入（約 280 点）し、検査・研究部門の強化を図った。 ・検査室情報管理システム（LIMS）を導入した。本格運用後は、検査成績書発行や試薬管理等を行い、検査の信頼性向上と業務の効率化を図った。 ・万博に向け、繰越積立金を活用し、下水サーベイランスの検査法や実施体制を検討した。府市補助事業として下水サーベイランスの検査法や実施体制を構築し、阪大微研、OIRCID等の関係機関と進捗状況等を共有した。さらに、先進的サーベイランス研究推進事業費補助金及び繰越積立金を活用し、関係機関と連携のもと、下水における各種病原体の挙動モニタリングやフルゲノム解析等を実施し、下水サーベイランスの有効性を検証した。
(5) 広報活動の強化 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。	(5) 広報活動の強化について 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図る。	(5) 広報活動の強化について ・府市及び地域の関係者を招いた一元化施設の完成式の開催に併せて、報道機関等を通じて大安研の機能強化の取組をアピールした。 ・報道機関連絡会のあり方を見直し、時宜に応じた感染症情報の発信など、メディアへの訴求力強化に努めた。 ・公衆衛生関係機関からの視察を積極的に受け入れた。 ・研究所が所有する情報を住民にわかりやすく以下のように発信した。 ・展示コーナーの設置 ・夏休み科学体験(対象:小学生)の開催 ・大安研公開講座(対象:一般住民)の開催

(6) 適正な料金設定 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。 2 職員の能力向上に向けた取組 公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。 (1) 人材の育成及び確保 社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用し、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。	(6) 適正な料金設定 受益者負担の原則を踏まえ適正な水準に設定する。 2 職員の能力向上に向けた取組 (1) 人材の育成及び確保 健康危機管理機関として年齢・性別等を問わず優秀な人材を育成、活用し、職員の士気や意欲等の向上を図る動機付け(インセンティブ)となる制度を運用する。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう、研究所内で研修を行い、また、外部研修への積極的な参加を通じて新たな技術及び知見の習得を目指す。	・医師会等主催の東成区健康展に出展 ・大阪府が提供する健康アプリ「アスマイル」の健康コラムへの記事提供 ・大阪府が提供する食の安全安心メールマガジン「知ったク！食の情報」への記事提供 ・法人リーフレットの改訂、英語版法人リーフレットの発行 (6) 適正な料金設定 ・施設の一元化及び運用開始にあわせて、検査手数料及び施設使用料等の見直しを進め、諸料金規程を改正した。 2 職員の能力向上に向けた取組 (1) 人材の育成及び確保 ・職員採用選考の実施 <table><tr><td>採用決定者</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研究職（内医師職）</td><td>5</td><td>4（1）</td><td>3（1）</td><td>2</td></tr><tr><td>事務職</td><td>－</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> ・試験検査及び調査研究の推進・発展並びに優秀な人材を確保することを目的とした「クロスアポイントメント制度」を導入するため、令和8年3月に規程を制定した。 ・繰越積立金を活用し、5名に対して大学院修学支援を実施し、うち2名が修了した。また、研究環境支援を目的に各種事業(科学研究費申請促進事業、オープンアクセス支援事業、若手研究員スタートアップ支援事業)を新たに整備した。(再掲) (2) 研修制度の確立 ・全職員を対象に人権、労働衛生、研究倫理、研究費の不正防止に関する研修など実施した。 ・スケールメリットを考慮し、職階別研修(管理職研修や新規採用職員研修)を、大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と共同で実施した。	採用決定者	R4	R5	R6	R7	研究職（内医師職）	5	4（1）	3（1）	2	事務職	－	1	1	2
採用決定者	R4	R5	R6	R7													
研究職（内医師職）	5	4（1）	3（1）	2													
事務職	－	1	1	2													

(3) 人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。	(3) 人事評価制度の確立 ア 職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、人事評価制度を実施する。 イ 特に優れた業績や、学位の取得、学会運営など、組織への貢献に対し相応に評価する。	・研究員の能力向上のため、外部機関(国立機関、学会、機器メーカー等)が主催する技術研修等に研究員を派遣した。専門知識や分析技術の取得により、より高度な人材育成を推進した。 (3) 人事評価制度の確立 ア ・令和４年度より人事評価結果の給与反映を開始した。また、人事評価制度を適切かつ円滑に運用するため、説明会及び研修を実施した(R4・R5・R6・R7)。さらに、令和7年度に評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、評価者及び被評価者両方の人材育成、組織内の意識の共有化を図った。 イ 行政・住民への成果還元や社会的に優れた業績、活動に対し、職員表彰等規程に基づく表彰を実施し、結果を法人ホームページで公表した。 職員表彰件数 <table><tr><th colspan="2">内容</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr><tr><td rowspan="3">優秀職員表彰</td><td>研究開発賞</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>論文賞</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>業務改善賞</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">功績職員表彰</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr></table> 【特に成果があった取組み等】 ・一元化施設への移転が完了し、令和５年１月から本格稼働を開始した。令和4年１２月には府市及び地域の関係者を招いた一元化施設の完成式の開催に併せて、報道機関等を通じて大安研の機能強化の取組をアピールした。令和5年1月に組織規程を改正し、検査項目区分を基本とした検査部門を再編した。一元化施設への移転にあわせて機器を更新・導入(約 280 点)し、検査・研究部門の強化を図るとともに、検査手数料及び施設使用料等の見直しを進め、諸料金規程を改正した。 ・無線LAN導入、オンライン会議推進等によるペーパーレス化、テレワーク環境整備(遠隔操作システム)、タブレット端末やグループウェアの活用等、法人内の IT 化を進め、事務作業の効率化を図った。 ・検査室情報管理システム(LIMS)を導入した。本格運用後は、検査成績書発行や試薬管理等を行い、検査の信頼性向上と業務の効率化を図った。 ・令和４年度より人事評価結果の給与反映を開始した。さらに、令和7年度に評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、評価者及び被評価者両方の人材育成、組織内の意識の共有化を図った。	内容		R4	R5	R6	R7	R8	優秀職員表彰	研究開発賞	1	3	2	4		論文賞	-	-	-	-		業務改善賞	1	1	2	1		功績職員表彰		3	5	3	1	
内容		R4	R5	R6	R7	R8																													
優秀職員表彰	研究開発賞	1	3	2	4																														
	論文賞	-	-	-	-																														
	業務改善賞	1	1	2	1																														
功績職員表彰		3	5	3	1																														

		【今後の取組み】 地方独立行政法人としての柔軟性等を活かした専門人材の確保・育成や業務運営の更なる改善を図り、健康危機管理インテリジェンス機能の構築に向けた組織力の向上に取り組む。
--	--	---

大項目6 財務その他業務運営に関する重要事項		事業年度の評価結果					中期目標期間の (見込)評価結果
		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	
中期目標	中期計画	A	A	A	A	—	A
第4 財務内容の改善に関する事項 収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、効率的な業務運営及び経費管理に努めること。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。 						

3 環境に配慮した取組の推進 環境に配慮した業務運営に努めること。	2 環境に配慮した取組の推進 環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルに基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。	2 環境に配慮した取組の推進 ・環境への負荷低減を図るため、法人環境方針に基づき各種数値目標を設定し、環境に配慮した業務運営に組織的に取り組み、概ね目標を達成した。特にコピー用紙使用枚数については、令和 4 年度に設定した目標値の使用量に対し、令和 5 年度は 86%、令和 6 年度は 72%、令和 7 年度は 62%へと着実に削減し、組織的なペーパーレス化が定着した。
4 コンプライアンスの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。さらに、情報セキュリティ対策をはじめとする研究所の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行うこと。	3 コンプライアンスの徹底に向けた取組 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行するとともに、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理する。 また、情報セキュリティ対策をはじめとする法人の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行う。	3 コンプライアンスの徹底に向けた取組 ・法人関連法令等の最新改正事項を点検した。 ・職員を対象に下記研修を実施した。 新規採用職員:コンプライアンス研修(対象;新規採用職員) 全職員:不正事例についての会計研修、研究倫理研修、情報セキュリティ研修 ・個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティに関する要綱を踏まえ、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の漏えい防止に勤めている。 ・ハラスメント及び公益通報について、弁護士が担当する外部窓口を設置している。 ・総務省が R7 年 3 月に改訂した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、R8年3月に当法人の情報セキュリティに関する基本要綱を改訂した。
5 情報公開の推進 法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	4 情報公開の推進 法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。	4 情報公開の推進 ・法人ホームページを活用し、情報の公開に取り組んだ。 基本文書(定款、業務方法書、運営方針、中期計画、年度計画、評価結果、業務実績報告書、規程類等) 公開情報(理事会議事概要、財務諸表、役員報酬等、調査研究評価委員会、職員表彰等)
第5 その他業務運営に関する重要事項	第 10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項	第 10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項
1 施設及び設備機器の活用及び整備 社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。	1 施設及び設備機器の活用及び整備 施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。 大阪市立環境科学研究センターとの協	1 施設及び設備機器の活用及び整備 ・一元化施設への円滑な移行に向け、関連業者等と緊密な連携のもと、工事の進捗管理、移設各般にわたる項目を調整し、令和 5 年 1 月から供用を開始した。 ・大阪市立環境科学センターと管理運営等に関する協定書を締結し、施設及び設備機器類を有効に活用した。 ・移転後の両センターの返還に向け、廃棄物の収集運搬処分業務等を実施した。

なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。	定に基づき、施設及び設備機器類を有効に活用する。 施設及び設備に関する計画(令和4年度) <table border="1" data-bbox="577 255 943 424"> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>金額 (百万円)</th><th>財源</th></tr> <tr> <td>大阪健康安全基盤研究所施設整備(森ノ宮地区)</td><td>9,421</td><td>施設整備費補助金</td></tr> </table> 備考:1. 金額については見込みである。 2. 大阪市立環境科学研究センター分を含む	施設・設備の内容	金額 (百万円)	財源	大阪健康安全基盤研究所施設整備(森ノ宮地区)	9,421	施設整備費補助金	・「ファシリティマネジメント基本方針」を策定した。 ・機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。 【特に成果があった取組み等】 ・一元化施設への円滑な移行に向け、関連業者等と緊密な連携のもと、工事の進捗管理、移設各般にわたる項目を調整し、令和5年1月から供用を開始した。 ・不要となった検査機器の積極的な売却などによる収入確保に努め、府市との調整の結果、法人の経営努力が認められ目的積立金として積み立てを行った。予算の執行状況を継続的に把握し、剰余が見込まれた際には追加で検査機器の整備を行うなど柔軟かつ効率的な予算執行に努めた。また、月ごとに理事会で予算執行状況、通帳残高と会計残高の突合報告に加え、月次合計残高試算表による月締めを実施した。 ・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した一般競争入札を実施した。 【今後の取組み】 研究所の使命達成に必要な検査及び研究環境の整備・構築、さらには人材育成を含む組織運営を行うため、徹底したコスト意識のもと、効果的な業務運営とともに柔軟かつ効率的な財務運営に努める。
施設・設備の内容	金額 (百万円)	財源						
大阪健康安全基盤研究所施設整備(森ノ宮地区)	9,421	施設整備費補助金						